

大月市 第5期障害福祉計画・  
第1期障害児福祉計画  
-----  
(素案)

大月市



# 目次

---

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画策定の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 策定体制 .....	2
第2章 障害のある人の現状 .....	3
1 各手帳の交付状況 .....	3
2 身体障害者手帳所持者の状況 .....	4
3 療育手帳所持者の状況 .....	6
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 .....	7
5 重複障害の状況 .....	8
6 就園・就学・就労の状況 .....	8
7 難病患者の状況 .....	13
第3章 計画の基本方針 .....	14
1 計画の基本的な考え方 .....	14
第4章 第5期障害福祉計画 .....	16
1 障害福祉サービスの成果目標 .....	16
2 障害福祉サービスの実績と見込 .....	20
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策 .....	37
第5章 第1期障害児福祉計画 .....	51
1 障害児福祉サービスの成果目標 .....	51
2 障害児福祉サービスの実績と見込 .....	53
第6章 計画の推進体制 .....	59
1 計画の進行管理と評価 .....	59



# 第 1 章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

大月市では、平成18年度に「大月市第1期障害福祉計画」を策定して以来、3年ごとに見直しを行い、障害福祉サービスの効果的・効率的な運営を図ってきました。平成27年3月に策定した「大月市第4期障害福祉計画」の最終年度が平成29年度であることから、この度、平成30年度から平成32（2020）年度を計画期間とする「大月市第5期障害福祉計画」を策定します。

「大月市第5期障害福祉計画」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本方針に即して定めるもので、平成25年3月に策定した「大月市第3次障害者福祉計画」の実施計画として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児に対する支援の目標量や見込量を定めることが求められており、大月市では障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定することとしました。

## 2 計画策定の位置づけ

第5期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により策定が求められている計画であり、障害者に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定されます。

また、今年度より策定される第1期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条により策定が求められている計画であり、障害児に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定されます。

本計画は、大月市第7次総合計画や障害者基本法第11条により策定が定められている大月市第3次障害者福祉計画をはじめとする上位計画や関連計画との整合を図りながら策定されるものです。

### 3 計画の期間

本計画の期間は平成30年度から平成32（2020）年度の3年間とします。

また、「大月市第3次障害者福祉計画」は平成25年度から平成34（2022）年度の10年間を計画期間としています。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 2020年度	33年度 2021年度	34年度 2022年度
大月市第4期障害福祉計画 (平成27～29年度)			大月市 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画 (平成30～32（2020）年度)			次期障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (平成33（2021）～ 35（2023）年度)	
大月市第3次障害者福祉計画 (平成25～34（2022）年度)							

### 4 策定体制

#### (1) アンケート調査の実施

障害のある人のニーズや意見を計画に反映させるため、平成29年7月に、障害者手帳を持つ市民1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

#### (2) 大月市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定委員会

障害者団体、福祉サービス提供事業者、学識経験者をはじめとする、福祉、教育の各分野の代表者で構成される策定委員会により、審議を行いました。

#### (3) パブリックコメントの実施

広く市民の声を計画に反映させるために、1月11日～1月31日の間にパブリックコメントを実施しました。

# 第 2 章 障害のある人の現状

## 1 各手帳の交付状況

大月市の平成28年度末の障害者手帳の所持者数は1,534人で、その内訳は身体障害者手帳所持者が1,097人（71.5%）、療育手帳所持者が246人（16.0%）、精神障害者保健福祉手帳所持者が191人（12.5%）となっています。平成24年度からの5年間において、各手帳所持者数の人口総数に対する比率は横ばいで推移しています。

### ◆人口総数の推移◆

(人)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
人口総数	27,505	26,854	26,302	25,775	25,226

資料：福祉課（各年度末現在）

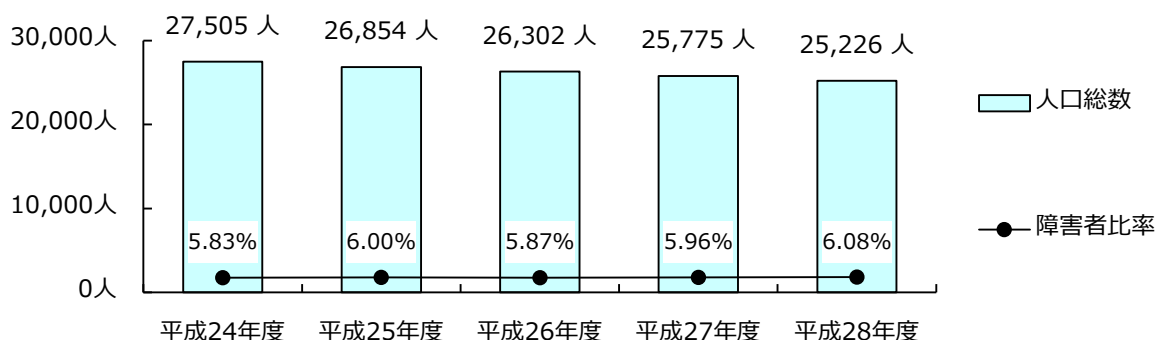
### ◆各手帳所持者数及び人口総数に対する比率の推移◆

(人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障害者手帳	交付数	1,151	1,150	1,141	1,105	1,097
	比率	4.18%	4.28%	4.34%	4.29%	4.35%
療育手帳	交付数	255	264	190	246	246
	比率	0.93%	0.98%	0.72%	0.95%	0.98%
精神障害者 保健福祉手帳	交付数	197	196	213	186	191
	比率	0.72%	0.73%	0.81%	0.72%	0.76%
障害者総数	交付数	1,603	1,610	1,544	1,537	1,534
	比率	5.83%	6.00%	5.87%	5.96%	6.08%

資料：福祉課（各年度末現在）

### ◆人口総数と人口総数に対する障害者比率の推移◆



## 2 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳の交付状況を障害種類別に見ると、平成28年度では肢体不自由が49.1%と最も多く、全体の半数を占めています。次いで、内部障害が35.6%、聴覚平衡機能障害が8.5%、視覚障害が5.7%、音声言語そしゃく機能障害が1.1%となっています。

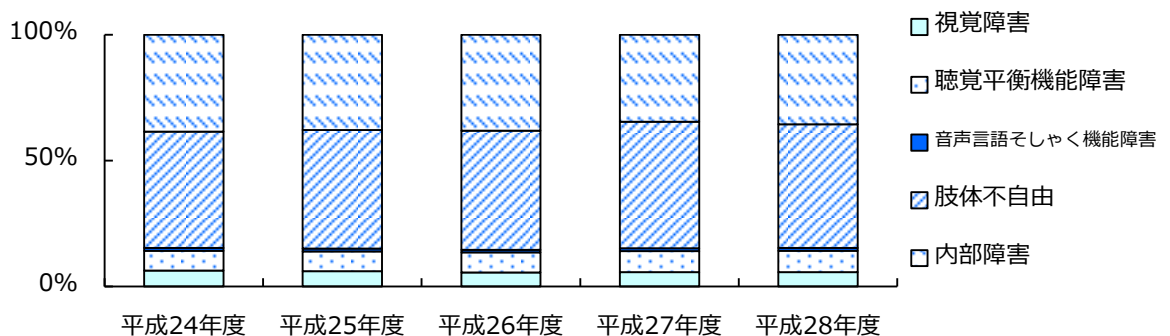
◆障害種別身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移◆

(人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
視覚障害	交付数	73	70	64	63	63
	比率	6.3%	6.1%	5.6%	5.7%	5.7%
聴覚平衡機能障害	交付数	91	91	91	92	93
	比率	7.9%	7.9%	8.0%	8.3%	8.5%
音声言語そしゃく 機能障害	交付数	13	13	12	13	12
	比率	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.1%
肢体不自由	交付数	531	541	540	555	539
	比率	46.1%	47.0%	47.3%	50.2%	49.1%
内部障害	交付数	443	435	434	382	390
	比率	38.5%	37.8%	38.0%	34.6%	35.6%
手帳所持者総数	交付数	1,151	1,150	1,141	1,105	1,097
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉課（各年度末現在）

◆障害種別身体障害者手帳所持者構成比の推移◆





身体障害者手帳の交付状況を等級別に見ると、平成28年度では1級が37.9%と最も多くなっています。次いで、4級が23.8%、3級が14.9%、2級が14.5%、5級と6級が4.5%となっています。

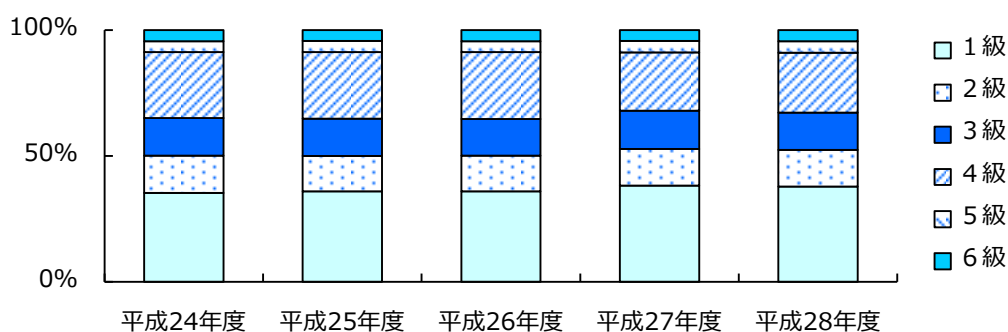
◆等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移◆

(人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1級	交付数	407	413	411	422	416
	比率	35.4%	35.9%	36.0%	38.2%	37.9%
2級	交付数	170	162	161	162	159
	比率	14.8%	14.1%	14.1%	14.7%	14.5%
3級	交付数	172	171	166	167	163
	比率	14.9%	14.9%	14.5%	15.1%	14.9%
4級	交付数	302	304	303	256	261
	比率	26.2%	26.4%	26.6%	23.2%	23.8%
5級	交付数	49	50	50	50	49
	比率	4.3%	4.3%	4.4%	4.5%	4.5%
6級	交付数	51	50	50	48	49
	比率	4.4%	4.3%	4.4%	4.3%	4.5%
手帳所持者総数	交付数	1,151	1,150	1,141	1,105	1,097
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉課（各年度末現在）

◆等級別身体障害者手帳所持者構成比の推移◆



### 3 療育手帳所持者の状況

療育手帳の交付状況を程度別に見ると、平成28年度ではA（最重度・重度）が48.8%、B（中度・軽度）が51.2%となっています。

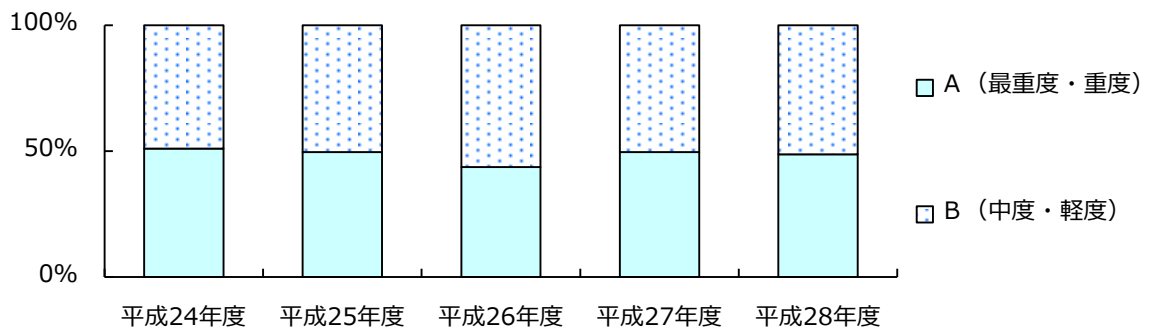
◆程度別療育手帳所持者数及び構成比の推移◆

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
A (最重度・重度)	交付数	130	131	83	122	120
	比率	51.0%	49.6%	43.7%	49.6%	48.8%
B (中度・軽度)	交付数	125	133	107	124	126
	比率	49.0%	50.4%	56.3%	50.4%	51.2%
手帳所持者総数	交付数	255	264	190	246	246
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(人)

資料：福祉課（各年度末現在）

◆程度別身体障害者手帳所持者構成比の推移◆



## 4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況を等級別に見ると、平成28年度では2級が73.3%と最も多く、次いで3級が15.2%、1級が11.5%となっています。

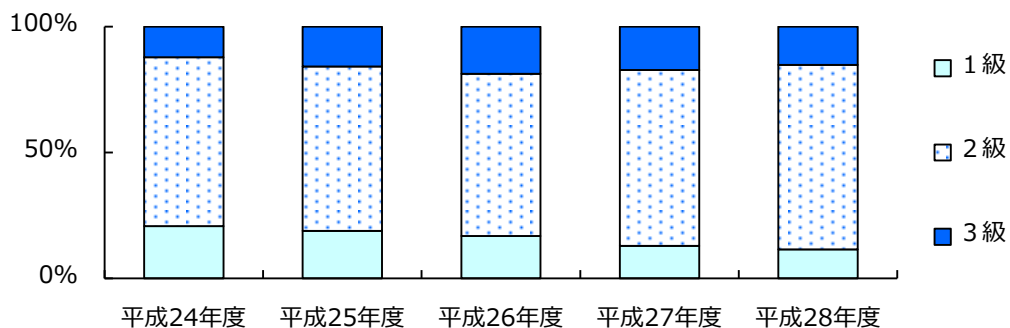
◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比の推移◆

(人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1級	交付数	41	37	36	24	22
	比率	20.8%	18.9%	16.9%	12.9%	11.5%
2級	交付数	132	128	137	130	140
	比率	67.0%	65.3%	64.3%	69.9%	73.3%
3級	交付数	24	31	40	32	29
	比率	12.2%	15.8%	18.8%	17.2%	15.2%
手帳所持者総数	交付数	197	196	213	186	191
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉課（各年度末現在）

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者構成比の推移◆



## 5 重複障害の状況

重複障害の状況を見ると、身体・知的の重複が41人と最も多くなっています。

### ◆重複障害の状況◆

(人)

	身体・知的 重複	知的・精神 重複	身体・精神 重複	身体・知的・ 精神重複
手帳所持者数	41	5	7	0

資料：福祉課（平成28年度末現在）

## 6 就園・就学・就労の状況

保育所における障害児の在籍状況を見ると、平成29年度では在籍していません。

加配保育士数を見ると、平成29年度では配属されていません。

### ◆保育所における障害児の在籍状況の推移◆

(人)

		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
在籍児数	3歳未満	32	74	30	62	28	51	27	65	36	61
	3歳	20	36	27	41	27	50	17	30	15	35
	4歳以上	67	82	58	77	51	80	56	91	48	85
	計	119	192	115	180	106	181	100	186	99	181
在籍障害児数	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	4歳以上	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0
	計	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0
加配保育士数	3歳未満	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4歳以上	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
	計	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0

資料：福祉課（各年度5月1日現在）

幼稚園における障害児の在籍状況を見ると、平成25年度からの5年間において在籍していません。

加配教諭数を見ると、平成25年度からの5年間において配属されていません。

◆幼稚園における障害児の在籍状況の推移◆

(人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
在籍児数	3歳	65	52	67	43	55
	4歳	58	69	58	69	43
	5歳	77	57	65	60	69
	計	200	178	190	172	167
在籍障害児数	3歳	0	0	0	0	0
	4歳	0	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
加配教諭数	3歳	0	0	0	0	0
	4歳	0	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

小学校の特別支援学級の状況を見ると、平成25年度からの5年間において、児童数は増加傾向にあります。設置校数は小学校の閉校等により減少していますが、学級数は横ばいで推移しています。

中学校の特別支援学級の状況を見ると、平成25年度からの5年間において、生徒数は増減しています。設置校数は中学校の閉校等により減少していますが、学級数は増減しています。

◆小学校の特別支援学級の状況の推移◆

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設置校数（校）	6	7	7	5	5
学級数（学級）	10	10	12	11	10
児童数（人）	18	19	20	25	28

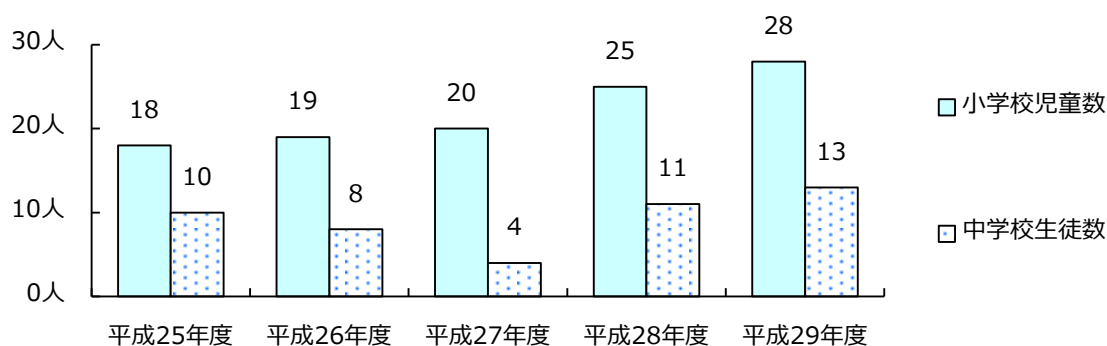
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

◆中学校の特別支援学級の状況の推移◆

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設置校数（校）	4	3	3	2	2
学級数（学級）	5	4	1	3	4
生徒数（人）	10	8	4	11	13

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

◆特別支援学級における児童・生徒数の推移◆



通常学級において一部特別な対応を要する通級指導教室の児童数を見ると、平成29年度では66人となっています。

◆小学校の通級指導教室の状況◆

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童数	42	52	68	59	66

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

県立やまびこ支援学校に入学した大月市の児童・生徒数を見ると、平成29年度では10人となっています。なお、県立やまびこ支援学校以外の支援学校に入学した大月市の児童・生徒数を見ると、平成25年度からの5年間に於いて入学していません。

◆県立やまびこ支援学校の入学者数の推移◆

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼稚部	-	-	-	-	-
小学部	1	1	0	0	2
中学部	7	3	1	4	2
高等部	4	4	6	6	6
入学者総数	12	8	7	10	10

資料：県立やまびこ支援学校

県立やまびこ支援学校の在学者数を見ると、平成29年度では33人となっています。

◆県立やまびこ支援学校の在学者数の推移◆

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼稚部	-	-	-	-	-
小学部	10	8	8	5	8
中学部	13	15	11	8	7
高等部	16	12	14	15	18
在籍者総数	39	35	33	28	33

資料：県立やまびこ支援学校

障害のある人の求人状況を見ると、就職件数は、平成29年度では知的障害者の1件となっています。

車の免許がない障害者が大月の公共交通機関では通勤しにくいいため、八王子方面の仕事を求めてしまうことや、就労移行支援事業所や障害者職業センターなどの場所や施設が遠かったり、少ないことから、就職準備が整わないまま就職を目指してしまうことが、障害のある人が就職に至らない要因と考えられます。

◆障害のある人の求人状況◆

(人)

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	26年	29年	26年	29年	26年	29年
新規求職申込数	0	1	1	8	1	2
就職件数	4	0	0	1	0	0
新規登録者数	0	1	1	7	0	2
有効求職者数	23	30	4	17	26	42
就職中の者	59	74	31	50	23	41
保留中の者	29	17	21	9	41	27

資料：ハローワーク大月（各年7月31日現在）



## 7 難病患者の状況

難病患者数の推移を見ると、平成29年では特定疾患医療費給付受給者が148人、小児慢性特定疾患医療費給付受給者が5人となっています。

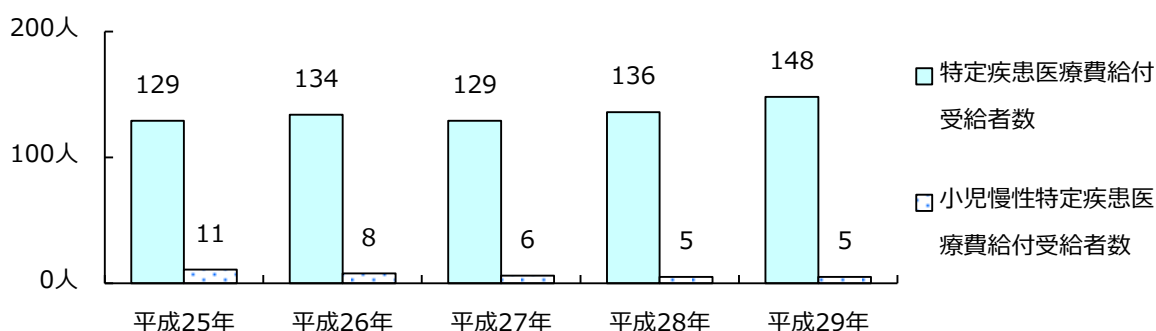
### ◆難病患者数の推移◆

(人)

	25年	26年	27年	28年	29年
特定疾患医療費 給付受給者数	129	134	129	136	148
小児慢性特定疾患医療費 給付受給者数	11	8	6	5	5

資料：富士・東部保健福祉事務所（各年3月31日現在）

### ◆難病患者数の推移◆



### ◆特定疾患医療費給付受給者◆

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患疾病を難病と呼び、その中で、指定された疾患を特定疾患として、特定疾患医療受給者証の交付を受けている人のことをいいます。

### ◆小児慢性特定疾患医療費給付◆

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患医療給付は、児童の健全育成を目的として、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

# 第 3 章 計画の基本方針

## 1 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、共生社会を実現するために、国の障害福祉計画の以下の基本理念に即して、計画を策定します。

#### ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない

##### 一元的な障害福祉サービスの実施等

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となってサービス等の提供体制を整備し、障害福祉サービス充実を図り、障害福祉サービスの均等化を図ります。また、必要な情報提供を行うなど、制度の周知を図り、障害福祉サービスの活用を促進します。

#### ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを計画的に推進します。

## ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児が身近な地域で、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援や通所支援が受けられるよう障害児福祉サービスの充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。

## (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、以下の目的に基づいて平成32（2020）年度の目標値を設定します。

さらに、その達成に向けた障害福祉サービスの見込量を実績や今後の需要を勘案して見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めます。

### ①必要な訪問系サービスの充実

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、地域で生活していくために必要なサービスの充実を図ります。

### ②希望する障害のある人への日中活動系サービスの保障

希望する障害のある人に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター）を提供するよう図ります。

### ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）等の充実に努めるとともに、地域移行支援、地域定着支援、自立支援訓練等の推進により、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行を進めます。

なお、国が示す地域生活を支援する拠点等の整備を、東部圏域内に1箇所以上整備することを目指します。

### ④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

# 第 4 章 第 5 期障害福祉計画

## 1 障害福祉サービスの成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき平成32(2020)年度における数値目標を設定します。

#### ◆国の目標◆

施設入所者の地域移行：平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行

施設入所者数の削減：平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

#### ◆目標◆

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数 (A)	60人	平成28年度末時点の施設入所者数
平成32(2020)年度末時点の入所者数 (B)	58人	平成32(2020)年度末時点の施設入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行者数 (C)	6人	平成28年度末時点から平成32(2020)年度末までの、施設入所から地域生活への移行者数の見込み
	10.0%	移行割合 (C/A)
【目標値】 入所者数削減見込	2人	平成28年度末時点から平成32(2020)年度末までの、施設入所者数の削減の見込み (A-B)
	3.0%	削減割合 ((A-B) / A)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を設定します。

### ◆国の目標◆

市町村ごと又は複数市町村の共同で、協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

### ◆目標◆

項目	数値	考え方
【目標値】 市町村ごとの 協議の場の設置数	1箇所	平成32（2020）年度末までに設置する数 （都留市、上野原市、道志村との協同設置）

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を設定します。

### ◆国の目標◆

障害者の地域生活を支援する拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

### ◆目標◆

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備数	1箇所	平成32（2020）年度末までに圏域で整備する 数

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等については、国が定める基本指針に基づき平成32(2020)年度における数値目標を設定します。

### ◆国の目標◆

福祉施設から一般就労への移行等：平成28年度実績の1.5倍以上

就労移行支援事業の利用者数：平成28年度末の実績から2割以上増加

事業所ごとの就労移行率：利用者の就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上

就労定着支援事業による職場定着率：就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上

### ◆目標◆

#### ①福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	0人	平成28年度の年間移行者数
【目標値】 平成32(2020)年度の一般就労移行者数	1人	平成32(2020)年度の年間移行者数の見込み

#### ②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の利用者数(A)	10人	平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 平成32(2020)年度末時点の利用者数(B)	12人	平成32(2020)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数の見込み
	1.2倍	増加率(B/A)

③事業所ごとの就労移行率

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の 就労移行支援事業所数 (A)	1箇所	平成28年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 就労移行率が3割以上 の就労移行支援事業所 数 (B)	1箇所	平成32(2020)年度末時点の就労移行率が 3割以上の就労移行支援事業所数の見込み
	100.0%	割合 (B/A)

④就労定着支援事業による職場定着率

項目	数値	考え方
平成29年度の 就労定着支援事業 見込利用者数 (A)	2人	平成29年度末時点の 就労移行支援事業利用者数 ※就労支援事業の利用者を勘案
【目標値】 平成32年度末の 就労定着率 (D)	2人	平成31(2019)年度末までの 就労移行支援事業利用者数 (B)
	1人	上記のうち、平成32(2020)年度末までに 1年以上就労継続している者の数 (C)
	50.0%	定着率 (C/B)

## 2 障害福祉サービスの実績と見込

### (1) 訪問系サービス

#### ◆見込量の考え方◆

平成29年4月から9月までの利用実績から平成29年度の見込値を算出し、平成27年から平成29年までの平均伸び率を伸び率と仮定して算出しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

### ①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

#### ◆内容◆

居宅介護：従来のホームヘルプサービスで、自宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスです。

重度訪問介護：自宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時における移動支援などの総合的なサービスです。

同行援護：外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービスです。

行動援護：外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などのサービスです。

重度障害者等包括支援：居宅介護などの複数の包括的な障害福祉サービスです。

#### ◆利用者像◆

居宅介護：障害の種類は問わず、障害支援区分が区分1（要支援程度）以上の人。

重度訪問介護：重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする人。

同行援護：視覚障害により、移動に著しい困難を有する人。

行動援護：知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人等であって、常時介護を必要とする人。

重度障害者等包括支援：常に介護を必要とする人の中でも、介護の必要性がとても高い人（障害支援区分が区分6（児童について区分6に相当する児）の極めて重度の障害のある人で、筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、重症心身障害（児）者、強度行動障害者等）。



◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
時間分	見込値	268	300	331	265	279	294
	実績値	226	238	251			
	進捗率	84.3%	79.3%	75.8%			
実人員	見込値	17	19	21	19	20	21
	実績値	17	17	19			
	進捗率	100.0%	89.5%	90.5%			

◆訪問系サービス見込量確保のための方策◆

- (1) 福祉施設や事業所等と連携を図り、訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体は現状少ないため、対応可能なサービス提供事業所の拡充に努めます。また、サービス提供主体の人材確保に向けた、国・県への働きかけも行います。
- (2) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや訪問看護師等の関係者を含め、必要に応じて相互に情報交換ができる体制づくりに努めます。
- (3) 相談支援事業者の周知を図るとともに、相談支援事業者の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。
- (4) 地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域で障害のある人を支える体制を推進します。

## (2) 日中活動系サービス

### ◆見込量の考え方◆

平成29年4月から9月までの利用実績から平成29年度の見込値を算出し、平成27年から平成29年までの平均伸び率を伸び率と仮定して算出しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

生活介護については、病院から在宅に移行する見込みである3名を付加して算出しています。また、自立訓練（生活訓練）と短期入所（医療型）については、山梨県内の平均利用人数で見込んでいます。

### ①生活介護

#### ◆内容◆

主に昼間に事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供するサービスです。

#### ◆利用者像◆

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人。

- ①年齢が50歳未満の場合は、障害支援区分が区分3（要介護2程度）（施設へ入所する場合は区分4（要介護3程度））以上である人。
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（要介護1程度）（施設へ入所する場合は区分3（要介護2程度））以上である人。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	1,615	1,672	1,729	1,683	1,706	1,729
	実績値	1,607	1,677	1,571			
	進捗率	99.5%	100.3%	90.9%			
実人員	見込値	85	88	91	82	83	84
	実績値	80	82	80			
	進捗率	94.1%	93.2%	87.9%			

## ② 自立訓練（機能訓練）

### ◆内容◆

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法士や作業療法士等による身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスです。

### ◆利用者像◆

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者。

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。
- ②盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人等。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	22	22	22	10	10	10
	実績値	5	10	10			
	進捗率	22.7%	45.5%	45.5%			
実人員	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			

### ③ 自立訓練（生活訓練）

#### ◆内容◆

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援のサービスです。

#### ◆利用者像◆

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者。

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。
- ②盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人等。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	22	22	22	15	15	15
	実績値	0	0	15			
	進捗率	0.0%	0.0%	68.2%			
実人員	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	1			
	進捗率	0.0%	0.0%	100.0%			

## ④就労移行支援

### ◆内容◆

定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスです。

### ◆利用者像◆

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人。

- ①企業等への就労を希望する人。
- ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	204	238	272	125	143	143
	実績値	133	104	125			
	進捗率	65.2%	43.7%	46.0%			
実人員	見込値	12	14	16	7	8	8
	実績値	8	10	7			
	進捗率	66.7%	71.4%	43.8%			

## ⑤就労継続支援（A型）

### ◆内容◆

事業所への通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービスです。

### ◆利用者像◆

就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で、サービス利用開始時に65歳未満の人。

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。
- ②盲・ろう・支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	108	126	144	116	133	133
	実績値	71	93	116			
	進捗率	65.7%	73.8%	80.6%			
実人員	見込値	6	7	8	7	8	8
	実績値	4	5	7			
	進捗率	66.7%	71.4%	87.5%			

## ⑥就労継続支援（B型）

### ◆内容◆

事業所への通所により就労の機会を提供（雇用契約は結ばない）し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービスです。

### ◆利用者像◆

就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上・維持が期待される人。

- ①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人。
- ③上記の①、②に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	714	765	816	740	814	851
	実績値	690	743	734			
	進捗率	96.6%	97.1%	90.0%			
実人員	見込値	42	45	48	42	44	46
	実績値	40	38	41			
	進捗率	95.2%	84.4%	85.4%			

## ⑦就労定着支援

### ◆内容◆

企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

### ◆利用者像◆

就労移行支援の利用を経て一般就労に移行したところ、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実人員	見込値				1	1	1
	実績値						
	進捗率						



## ⑧療養介護

### ◆内容◆

主に昼間に病院や施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等を行うサービスです。

### ◆利用者像◆

医療及び常時の介護を必要とする障害のある人のうち、長期の入院による医療的ケアを必要とする人で、次のいずれかに該当する人。

- ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6（要介護5程度）。
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5（要介護4程度）以上。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人分	見込値	275	305	305	305	305	305
	実績値	272	277	280			
	進捗率	98.9%	90.8%	91.8%			
実人員	見込値	9	10	10	9	9	9
	実績値	9	9	9			
	進捗率	100.0%	90.0%	90.0%			

## ⑨短期入所

### ◆内容◆

自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設等での入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

### ◆利用者像◆

- ①障害支援区分が区分1以上である障害者。
- ②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上に該当する障害児。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

短期入所 (福祉型)		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	119	154	182	125	154	189
	実績値	69	83	113			
	進捗率	58.0%	53.9%	62.1%			
実人員	見込値	17	22	26	16	21	28
	実績値	11	9	11			
	進捗率	64.7%	40.9%	42.3%			

(月当たり)

短期入所 (医療型)		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	1	1	1	7	7	7
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			
実人員	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

◆日中活動系サービス見込量確保のための方策◆

- (1) 本市にサービスを提供できる福祉施設や事業所等との連携を強め、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 利用者のニーズを把握してサービス量の拡大を図るとともに、緊急時の短期入所等の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- (3) 県、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関と連携し、東部圏域自立支援協議会を中心としたネットワークを充実します。
- (4) 県との連携の下、東部圏域での退院促進を推進し、精神障害者の地域移行及び就労移行に努めます。
- (5) 就労定着支援については、事業を実施する事業所の増加に努めるとともに、住民への情報提供を通じて利用促進を図ります。

### (3) 居住系サービス

#### ◆見込量の考え方◆

平成29年4月から9月までの利用実績から平成29年度の見込値を算出し、平成27年から平成29年までの平均伸び率を伸び率と仮定して算出しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

共同生活援助については、病院からグループホームに移行する人数が3名と山梨県内で見込まれているため、その分を付加して算出しています。

#### ① 自立生活援助

#### ◆内容◆

居宅に定期的に訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスです。

#### ◆利用者像◆

施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障害のある人。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人分	見込値				3	3	3
	実績値						
	進捗率						

## ②共同生活援助（グループホーム）

### ◆内容◆

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行うサービスです。

### ◆利用者像◆

就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助が必要な人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人分	見込値	23	25	27	29	34	39
	実績値	21	22	24			
	進捗率	91.3%	88.0%	88.9%			

### ③施設入所支援

#### ◆内容◆

夜間や休日に、障害者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を行うサービスです。

#### ◆利用者像◆

生活介護の利用者のうち障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）又は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人分	見込値	60	58	57	58	58	58
	実績値	61	62	60			
	進捗率	101.7%	106.9%	105.3%			

#### ◆居住系サービス見込量確保のための方策◆

- (1) 居住系サービスの施設整備は、必要量の確保のため、県及び東部圏域の市村と協議のうえ、地域移行との兼ね合いを勘案しながら、整備・調整していきます。
- (2) 市内又は近隣市町村で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を、継続的に働きかけていきます。
- (3) 入所者の決定には、審査会を通じて決定する障害支援区分や家庭等の状況を勘案し、県と調整しながら、必要な人が利用できるよう努めます。
- (4) 自立生活援助については、民間事業所等のサービス実施主体の事業参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

## (4) 相談支援

### ◆見込量の考え方◆

計画相談支援については、国の考え方を踏まえ障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を全て見込んでいます。

なお、新規サービス等利用計画作成に関する支援だけでなく、モニタリングも含めた計画相談支援の見込量となるため、全ての福祉サービス利用者に計画を作成する最終年度となる平成29年度の実績見込みからサービス利用者の増加を勘案し、算出しています。

地域移行支援については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して算出しています。地域定着支援については、地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。

### ①相談支援

#### ◆内容◆

計画相談支援：障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

地域移行支援：住宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。

地域定着支援：常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

#### ◆利用者像◆

計画相談支援：障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害のある人。

地域移行支援：障害者支援施設等に入所している障害のある人、又は精神科病院に入院している精神障害のある人。

地域定着支援：居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人。

◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

計画相談支援		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人分	見込値	25	28	31	25	26	27
	実績値	21	23	20			
	進捗率	84.0%	82.1%	64.5%			

(月当たり)

地域移行支援		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人分	見込値	1	2	3	1	1	1
	実績値	0	0	1			
	進捗率	0.0%	0.0%	33.3%			

(月当たり)

地域定着支援		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人分	見込値	1	2	3	3	3	3
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

◆相談支援見込量確保のための方策◆

- (1) サービス等利用計画の作成を促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の人材の確保に努めます。
- (2) 相談支援専門員の資質向上のため、各種研修等を行います。
- (3) ケアマネジメントにより、対象者にきめ細かく支援するとともに、個々の利用者実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- (4) 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者の支援に努めます。



### 3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

#### (1) 地域生活支援事業の概要

##### ◆目的◆

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

##### ◆内容◆

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業とがあります。

本市では以下の事業を、第5期計画における地域生活支援事業として実施します。

必須事業	①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③意思疎通支援事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥手話奉仕員養成研修事業 ⑦地域活動支援センター事業 ⑧理解促進研修・啓発事業
その他の事業（任意）	①日中一時支援事業 ②社会参加促進事業 ③訪問入浴サービス事業 ④自動車改造費助成事業

##### ◆利用者負担◆

日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については、利用者負担（1割負担）があります。それ以外の事業に関しては、利用者負担はありません。

##### ◆見込量の考え方◆

平成29年4月から9月までの利用実績から平成29年度の見込値を算出し、平成27年から平成29年までの平均伸び率を伸び率と仮定して算出しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

## (2) 必須事業

### ①相談支援事業

#### ◆内容◆

障害のある人、障害のある人の保護者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

- (1) 福祉サービスの情報提供や相談等、利用援助に関する業務。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務。
- (4) ピアカウンセリングに関する業務。
- (5) 権利の擁護のために必要な支援に関する業務。
- (6) 専門機関の紹介に関する業務。

また、障害者相談支援事業を効果的に実施するために、東部圏域自立支援協議会が設置されており、主な役割としては、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワークに関することなどを行います。

#### ◆対象者◆

障害のある人、障害のある人の保護者や介護者。

#### ◆各年度の実績と見込◆

障害者 相談支援事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
箇所数	見込値	2	2	2	1	1	1
	実績値	2	2	2			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			

#### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 公正・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、東部圏域自立支援協議会（都留市・大月市・上野原市・道志村の3市1村で設置）等を活用し、相談支援体制の充実に努めます。
- (2) 一般的な相談支援事業に加え、地域移行・地域定着の促進の取り組み等、地域の相談支援体制の機能強化を図るため、基幹相談支援センター等の設置に努めます。

## ②成年後見制度利用支援事業

### ◆内容◆

障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

### ◆対象者◆

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

成年後見制度 支援事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	1	1	2	1	1	1
	実績値	0	1	0			
	進捗率	0.0%	100.0%	0.0%			

### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 成年後見制度利用支援事業については、平成29年度までに1件利用がありました。今後、福祉施設及び病院からの地域移行を促進するうえで、ニーズの増加が考えられるため、潜在的なニーズを把握するとともに、必要とされる利用者への情報提供にも努めます。

### ③意思疎通支援事業

#### ◆内容◆

手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

#### ◆対象者◆

聴覚障害及び音声又は言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

手話通訳者及び 要約筆記者派遣事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	20	21	22	55	55	55
	実績値	19	54	54			
	進捗率	95.0%	257.1%	245.5%			

#### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 手話通訳者の派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し、円滑な事業を実施していきます。
- (2) 意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (3) 障害者手帳を交付する際に、意思疎通支援事業のサービス内容等を丁寧に説明し、利用の促進を図ります。

#### ④日常生活用具給付等事業

##### ◆内容◆

障害の種類、程度に応じて日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜と福祉の増進を図ります。

介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具。

自立生活支援用具：入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

在宅療養等支援道具：在宅療養等を支援する用具。

情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具。

排泄管理支援用具：排泄管理を支援する用具。

住宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

##### ◆対象者◆

重度の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害者及び難病者で当該用具を必要とする人。

##### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

介護・訓練 支援用具		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	2	2	2	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

(年当たり)

自立生活 支援用具		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	3	3	3	3	3	3
	実績値	2	5	1			
	進捗率	66.7%	166.7%	33.3%			

(年当たり)

在宅療養等 支援用具		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	3	3	3	3	3	3
	実績値	6	2	1			
	進捗率	200.0%	66.7%	33.3%			

(年当たり)

情報・意思疎通 支援用具		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	1	1	1	2	2	2
	実績値	1	2	3			
	進捗率	100.0%	200.0%	300.0%			

(年当たり)

排泄管理 支援用具		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	144	150	155	120	120	120
	実績値	118	106	110			
	進捗率	81.9%	70.7%	71.0%			

(年当たり)

住宅生活動作補助 用具（住宅改修費）		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用 件数	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	1			
	進捗率	0.0%	0.0%	100.0%			

## ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 日常生活用具の情報提供に努め、サービスを必要としている障害のある人に適切な用具が給付できるように努めます。
- (2) サービス提供事業者に対して、情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

## ⑤移動支援事業

### ◆内容◆

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。移動支援には、個別支援とグループ支援があり、目的に応じて利用することができます。

### ◆対象者◆

障害のある人で、本市が外出時に移動の支援が必要と認めた人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

移動支援事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用者数	見込値	8	8	8	9	9	9
	実績値	10	9	8			
	進捗率	125.0%	112.5%	100.0%			
延利用時間	見込値	180	180	180	480	480	480
	実績値	201	426	470			
	進捗率	111.7%	236.7%	261.1%			

### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 移動支援事業に関する情報提供を行い、サービス利用の促進を図ります。
- (2) 受給者証交付時に聞き取りを行う等して状況の把握に努め、移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害のある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- (3) サービス提供事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

## ⑥手話奉仕員養成研修事業

### ◆内容◆

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の支援や交流活動の促進のため、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

### ◆対象者◆

聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に理解を有し、手話奉仕員として活動する意思のある人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

手話奉仕委員養成 研修事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
利用者 数	見込値	15	15	15	15	15	15
	実績値	15	12	11			
	進捗率	100.0%	80.0%	73.3%			

### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 研修や勉強会等を通じて、意思疎通支援のための日常生活に必要な手話の技術を獲得した奉仕員の増員を図ります。
- (2) 社会福祉法人等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。



## ⑦地域活動支援センター事業

### ◆内容◆

通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供して、障害のある人の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

基礎的事業：利用者に対し創作的作業、生産活動の機会の情報提供。

機能強化事業：通所による小規模な作業所の運営と日常生活及び就労の支援を行う事業。

### ◆対象者◆

医師により発達に障害のあると診断された人を含む障害のある人で、地域において就労及び雇用されることが困難な人。

### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

地域活動支援 センター事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
箇所数	見込値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			
利用者 数	見込値	23	24	25	20	21	22
	実績値	19	17	19			
	進捗率	82.6%	70.8%	76.0%			

### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 障害の特性に合わせた活動を提供することで、地域生活を営む障害のある人の地域活動支援センターの利用を促進します。
- (2) 小規模作業所の運営や日常生活及び就労の支援等の促進を図るため、NPO等と連携し、職員の資質向上に努めます。

## ⑧理解促進研修・啓発事業

### ◆内容◆

日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人の理解を深めるための研修・啓発・広域活動等を行います。

### ◆対象者◆

地域社会の住民。

### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

理解促進研修・ 啓発事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
件数	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	1			
	進捗率	0.0%	100.0%	100.0%			

### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、啓発を行うことで、地域住民の障害に対する理解を深めます。
- (2) 事業所等と連携して、事業所訪問の機会や障害特性の理解のための教室の開催等、障害のある人への理解を深める事業を展開します。

### (3) その他の事業（任意）

#### ① 日中一時支援事業

##### ◆内容◆

障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

##### ◆対象者◆

日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と本市が認めた障害のある人。

##### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

日中一時支援事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
箇所数	見込値	5	6	6	6	6	6
	実績値	5	7	6			
	進捗率	100.0%	116.7%	100.0%			
実利用者数	見込値	10	11	12	18	19	20
	実績値	19	19	16			
	進捗率	190.0%	172.7%	133.3%			

##### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、情報提供を行うことで、サービスの周知を図るとともに、申請時に聞き取りを行う等して、利用者のニーズ把握に努めます。

## ②社会参加促進事業

### ◆内容◆

スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動を行うことにより、障害のある人の社会参加を促進します。

### ◆対象者◆

障害のある人とその家族。

### ◆各年度の実績と見込◆

社会参加促進事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
箇所数	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			

### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) より多くの障害のある人が参加できるよう、活動内容の充実を図ります。
- (2) 利用者に対し、広報などによる周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

### ③訪問入浴サービス事業

#### ◆内容◆

身体障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

#### ◆対象者◆

居宅において、入浴が困難な在宅の身体障害のある人。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

訪問入浴サービス 事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
箇所数	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%			
実利用 者数	見込値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	5	4			
	進捗率	100.0%	125.0%	100.0%			

#### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 利用者のニーズ把握に努めるとともに、広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、サービスの周知を図ります。

#### ④自動車改造費助成事業

##### ◆内容◆

身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

##### ◆対象者◆

身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の肢体不自由者であって、障害の程度が1級又は2級の人（所得制限あり）。

##### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

自動車改造費助成事業		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実利用者数	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

##### ◆見込量確保のための方策◆

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、情報提供を行うことで、サービスの周知を図るとともに、適正な事業運営を推進します。

# 第 5 章 第 1 期障害児福祉計画

## 1 障害児福祉サービスの成果目標

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等については、国が定める基本指針に基づき平成32（2020）年度における数値目標を設定します。

#### ◆国の目標◆

- ①児童発達支援センター：平成32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に1箇所以上設置
- ②保育所等訪問支援：平成32（2020）年度末までに各市町村において利用できる体制を構築
- ③児童発達支援事業所：平成32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に1箇所以上設置
- ④放課後等デイサービス事業所：平成32（2020）年度末までに各市町村又は各圏域に1箇所以上設置

#### ◆目標◆

##### ①児童発達支援センターの設置

項目	数値	考え方
【目標値】 平成32（2020）年度末時点の児童発達支援センター設置数	1箇所	平成32（2020）年度末時点で圏域で設置する児童発達支援センター数

##### ②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	考え方
【目標値】 平成32（2020）年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数	1箇所	平成32（2020）年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数

③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	数値	考え方
【目標値】 平成32（2020）年度末 時点の児童発達支援 事業所数	1箇所	平成32（2020）年度末時点で圏域で整備する 児童発達支援事業所数

④放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	考え方
【目標値】 平成32（2020）年度末 時点の放課後等デイ サービス事業所数	3箇所	平成32（2020）年度末時点の 放課後等デイサービス事業所数

⑤医療的ケア児支援の協議の場の整備

項目	数値	考え方
【目標値】 平成30（2018）年度末 時点の圏域での 協議の場	1箇所	平成30（2018）年度末時点の圏域における 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の 関係機関等が連携を図るための 協議の場の設置状況



## 2 障害児福祉サービスの実績と見込

### (1) 障害児支援サービス

#### ◆見込量の考え方◆

平成29年4月から9月までの利用実績から平成29年度の見込値を算出し、平成27年から平成29年までの平均伸び率を伸び率と仮定して算出しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

医療型児童発達支援と保育所等訪問支援については、山梨県で算出した平均利用人数を基に算出しています。

### ①児童発達支援

#### ◆内容◆

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービスです。

#### ◆利用者像◆

療育の観点から集団療養及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。

- ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。
- ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	15	30	30	22	33	33
	実績値	0	0	20			
	進捗率	0.0%	0.0%	66.7%			
実人員	見込値	1	2	2	2	3	3
	実績値	0	0	2			
	進捗率	0.0%	0.0%	100.0%			

## ②医療型児童発達支援

### ◆内容◆

児童発達支援及び治療を行うサービスです。

### ◆利用者像◆

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	1	1	1	11	11	11
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			
実人員	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

### ③放課後等デイサービス

#### ◆内容◆

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。

#### ◆利用者像◆

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

#### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	247	260	273	287	301	316
	実績値	210	176	218			
	進捗率	85.0%	67.7%	79.9%			
実人員	見込値	19	20	21	22	23	24
	実績値	18	14	18			
	進捗率	94.7%	70.0%	85.7%			

#### ④ 保育所等訪問支援

##### ◆内容◆

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービスです。

##### ◆利用者像◆

児童が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童。

##### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値	1	1	1	2	2	2
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			
実人員	見込値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%			

## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

### ◆内容◆

障害児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントによる支援を行うサービスです。

### ◆利用者像◆

重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
人日分	見込値				1	1	1
	実績値						
	進捗率						
実人員	見込値				1	1	1
	実績値						
	進捗率						

## ⑥ 障害児相談支援

### ◆内容◆

障害のある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、相談支援専門員が「障害児支援利用計画」を作成し、検証する相談支援を提供するサービスです。

### ◆利用者像◆

通所給付の決定の申請若しくは変更の申請に係る障害のある児童の保護者。

### ◆各年度の実績と見込◆

(月当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
実人員	見込値	3	3	4	4	4	4
	実績値	2	2	2			
	進捗率	66.7%	66.7%	50.0%			

## ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

### ◆内容◆

保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築します。

### ◆利用者像◆

生活するうえで、医療的ケアを必要とする障害のある児童。

### ◆各年度の実績と見込◆

(年当たり)

		第4期			第5期		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 2019年度	32年度 2020年度
配置 人数	見込値				0	0	1
	実績値						
	進捗率						

### ◆障害児支援サービス見込量確保のための方策◆

- (1) 障害児が必要な支援を受けることができるよう療育の場の拡充に努めます。
- (2) サービス提供事業所や保健師等と連携し、支援体制を整えます。
- (3) 最も需要のある放課後等デイサービスに対応できるよう、充実したサービス提供体制を整備、拡充します。
- (4) 障害児の環境、身体の状態に合わせ、障害児通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案した「障害児支援利用計画案」を作成するため、指定障害児相談支援事業所や指定障害児通所支援事業所と連絡調整し、サービス提供体制の整備に努めます。
- (5) 障害児福祉サービスのニーズを的確に把握し、サービスを効果的に提供できる体制整備に努めます。
- (6) 住民に対するサービスの情報提供に努めます。

# 第 6 章 計画の推進体制

## 1 計画の進行管理と評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の推進にあたり、国の指針では、「少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い」とあることから、実行年度の翌年に計画の進捗状況を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策を講じていくこととします。

このような事業の実施状況の確認等にあたっては、指定相談事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害者当事者及び障害者団体と連携して取り組み、計画の推進に努めます。

※「成果目標」とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

### ◆PDCAサイクル◆

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。